



臨時職員募集 (臨時学校公務補)

日高町教育委員会では、次のとおり臨時職員を募集しています。

詳しくは、日高町教育委員会管理課までお問い合わせください。

●職種 臨時学校公務補

●募集人数 1名

●雇用期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日

●勤務場所 門別地区小・中学校

●雇用条件

町内在住で通勤可能な概ね65歳までの健康な方。

●賃金：町の臨時職員賃金規定による。通勤費別途支給。

●休暇：有給休暇制度有り。

●社会保険等：厚生年金、健康保険

雇用保険、労災制度

有り。

●提出書類

履歴書に写真を貼付して提出（持参又は郵送）してください。

●募集期限 平成21年3月6日(金)まで

●選考方法

書類選考のうえ、面接により決定します。書類選考後、面接日時を通知します。

▼問い合わせ先

日高町教育委員会管理課

〒055-0004

日高町富川東6丁目3番1号

電話 014561213721

労働保険の年度更新時期が変わります！

平成21年度から労働保険の年度更新時期が、社会保険の算定基礎届の提出期間と統一され、従来の4月1日から5月20日までから、6月1日から7月10日までに変わります。

なお、労働保険料の算定対象期間は、従来どおり4月1日から3月31日に変更はありません。

年度更新申告書は、6月初旬に郵送されます。

▼問い合わせ先

北海道労働局総務部

労働保険適用室

電話 011-709-2311

または、最寄りの労働基準監督署

平取町外2町衛生施設組合からのお願い

☆降雪のあった場合は、ステーション扉前の除排雪にご協力をお願いします。

☆スプレー缶、カセットボンベ等は収集車内で火災や爆発のおそれがありますので、ガスを使いきって穴を開けて出してください。

☆乾電池、使い捨てライター（ガスを使いきる）等は透明な袋に入れ「もえないごみ」の一番上に置いて下さい。

☆分ければ『資源』、混ぜれば『ごみ』です。きちんと分別してください。

☆収集日当日朝8時30分までに決められた場所に出してください。時間を過ぎると収集されないことがあります。

税務課からのお知らせ

町道民税からの

住宅借入金特別控除について

税源移譲による所得税の減額のため、住宅取得控除額が減少した方に対して、町道民税から影響を受けた分を控除する制度があります。

控除を受けるためには町に対して毎年の申告が必要となります。

●対象となる方

平成18年12月31日までに入居し、所得税の住宅取得控除を受けられている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方。

(注) 計算の上対象とならない場合もあります。

●確定申告をされる方は

申告の際に、担当者にご相談ください。

●年末調整をされている方は

源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金特別控除の額」より大きい方。

●必要となる書類

「源泉徴収票」・「印鑑」・「住宅借入金等の年末残高証明書」の写し

※申告書提出の締め切りは、

3月16日(月)です。

※申告書は本庁税務課、総合支所地域振興課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所にごさいます。

▼問い合わせ先

税務課課税グループ

電話 014561216184

日高町小規模工事等契約登録制度について

この制度は、日高町建設工事競争入札参加有資格者でない方が、町の発注する建設工事に係る修繕等工事のうち小規模な工事を受注することができる制度で、町内で建設業を営む方の受注機会の拡大を図ることを目的としています。

この制度で契約できる小規模工事等の範囲は、その工事等内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、1件あたりの請負金額が20万円未満のもです。

●登録の条件

登録できる方は、日高町に主たる営業所又は住所を有し建設業を営んでいる方で、建設業許可の有無、経営組織従業員数は問いませんが、次のいずれかに該当する方は、登録することはいけません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない方。
- (2) 既に日高町建設工事競争入札参加有資格者名簿に登録されている方。
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可、免許等を有しない方。
- (4) 町税を滞納している方。

●登録の方法

登録を希望する方は、「日高町小規模工事等契約登録申請書」に次の書類を添付し提出してください。

- (1) 町税の納税証明書
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可、免許等を証明する写し。
- (3) 個人事業主の方は、身分証明書又は写し、法人の方は、商業登記簿謄本又は写し。

●登録の受付

登録の受付期間は、平成21年度3月2日(月)から平成21年3月18日(水)まで行います。

登録の有効期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間となります。

なお、登録の受付は、上記期間終了後については、随時受付をいたしますが、登録の有効期限は登録された日から平成23年3月31日までとなります。

▼問い合わせ・登録受付先

本制度に関する内容等の問い合わせ・登録申請書の受付につきましては、

- ・日高町役場
- 建設課(管理・土木・都市計画G)
- 電話 01456-216186
- ・日高総合支所
- 施設農林課(建設・管財G)
- 電話 01457-612084

で行っています。

河川愛護モニター募集について

●応募資格

モニター区間からおおむね5km以内に居住する20歳以上の健康な方で、沙流川に接する機会が多く、河川愛護に関心をお持ちの方。

●業務内容

沙流川に関する河川の利用、河川の環境、河川の愛護活動等の各種の情報やその他の地域情報等を月1回程度報告していただく仕事です。

●モニター区間

日高町沙流川河口から

日高町平賀(平取町との境界)まで

●募集人員

1名

●任期

平成21年5月1日から

平成21年10月31日までの6ヶ月間

●報酬

月額2,320円

●応募方法

応募御希望の方は、ハガキに住所、氏名、生年月日、職業、電話番号、今回の募集を知ったきっかけ(例：広報紙を見て)を記入し、「河川愛護モニター希望」と明記の上、左記まで郵送してください。

【応募先】

〒05118524
室蘭市入江町1番地14
室蘭開発建設部 管理課

「河川愛護モニター」募集係
●募集期間
平成21年3月2日(月)～
平成21年3月31日(火) 必着

●選考方法

応募者多数の場合は、室蘭開発建設部において選考を行い、結果につきましては各応募者に通知します。

▼問い合わせ

北海道開発局 室蘭開発建設部
管理課 河川スタッフまで
電話 0143-2219171

「自動車保険請求相談センター」の設置について

日本損害保険協会では、年々複雑化する交通事故態様に対する解決に困りの方のために「自動車保険請求相談センター」を設置し、自動車損害賠償責任保険、任意自動車保険の請求について、無料で相談を受け付けています。お問い合わせは左記までお願いいたします。

▼問い合わせ先

(社) 日本損害保険協会 北海道支部
札幌自動車保険請求相談センター
〒060-0001
札幌市中央区北1条西7丁目1-2
三井住友海上札幌ビル7階
電話 011-290-1881